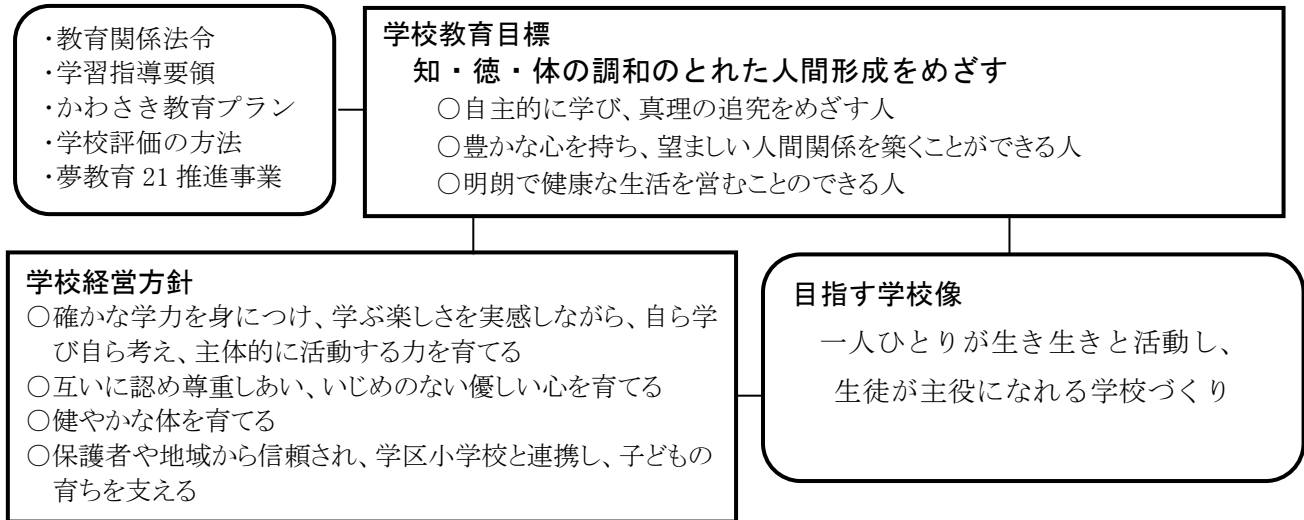


川崎市立王禅寺中央中学校いじめ防止基本方針

1 令和2年度 学校経営計画



中期学校経営目標		→ 学校経営の4つの評価領域	
基礎・基本を大切に する教育	心の教育・ 自主性の育成の 推進	健康・安全 教育の推進	開かれた特色ある 学校づくりの 推進
<ul style="list-style-type: none"> ○自ら学習に向かう生徒の育成 ○各教科で基礎基本の定着 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な生活習慣の確立 ○豊かな人間性をもつ生徒の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康的に生活できる力の育成 ○安全に生活する力の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・家庭・地域の信頼関係づくり ○学校評価の充実

短期学校経営目標（今年度の重点目標）			
<ul style="list-style-type: none"> ◎主体的・対話的・深い学びを意識した授業改善の推進 ○きめ細やかな指導体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ◎「自主・自立」「共生・共同」の精神・態度を育む教育活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ◎危機管理体制の確立と安全・安心な学校生活に向けた教育の推進 ○情報モラル教育の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ◎家庭・地域と連携した教育活動の推進 ○小中連携教育の推進学

重点に係る具体的な取組			
<ul style="list-style-type: none"> ◎生徒の実態把握に基づく授業改善の推進 ○多様な言語活動を取り入れた問題解決型の授業の推進 ○T Tや少人数授業でのきめ細やかな指導を推進 ○ICTの活用 ○授業規律の共通理解と徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ◎いじめ、不登校への組織的な対応と家庭との連携強化 ○生徒会活動の充実 ○共生共育プログラムを活用した生徒理解の充実 ○支援教育の充実に向けた研修と実践 	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校危機管理体制の確立と報・連・相の徹底 ○生徒の実態に即した健康・安全教育の推進 ○情報モラル教育の推進とトラブル防止に向けた指導の徹底 ○個人情報流出防止の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ◎新たな情報配信システムの活用と学校ホームページの充実 ○PTAや地域教育会議との積極的な関わり ○小中連携教育の意義を意識した教育活動の充実 ○学校教育推進会議の計画的な実施

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケートを実施します

定期的に学校生活についてのアンケートを実施し、生徒の状態を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の目的

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」といいます）を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がありますと考えています。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、個人情報に配慮しながらいじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- 自分の行為を振り返って相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和2年度いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、（スクールソーシャルワーカー）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・校長、教頭
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・生徒指導担当、教務主任
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・生徒指導担当、教務主任
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・生徒指導担当
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・学年主任
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・対策会議メンバー全員

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・生徒指導担当、学年主任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・生徒指導担当
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・生徒指導担当、学年主任
- ・教育相談の実施・・・・・・・・・・各担任
- ・かわさき共生＊共育プログラムの活用・・・・・・・・共生＊共育プログラム担当、各担任

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・特活指導部、生徒会担当

- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導担当
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭、生徒指導担当

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導担当
- ・子ども家庭支援センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・生徒指導担当
- ・白山愛児園との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭、生徒指導担当

7 令和2年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針、重点目標の確認、構成員の確認、役割分担、年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組についての確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・体育祭での縦割り活動を通じた望ましい集団の育成の実践 (互いに協力し、集団の中で自己の役割を果たすなど、社会性の向上を図る) ・望ましい人間関係づくりに向けての取組の実践(生徒会本部・各種委員会) ・教育相談の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過についての確認 【生徒指導点検強化月間】の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問を通して生徒理解を深め、家庭との連携・協力に向けた信頼関係を築く ・道徳や共生*共育プログラムの実施を通して自他の尊重や思いやりの心を育てる
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・夏休みの過ごし方や相談についての確認と周知
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・健康や安全、いじめの防止や対応等に関する研修会 ・学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケートの結果を生かした教育相談の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・合唱コンクールにむけての活動を通じた望ましい集団の育成の実践 (互いに協力し、集団の中で自己の役割を果たすなど、社会性の向上を図る) ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過についての確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過についての確認
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケートの結果を生かした教育相談の実施

2	【生徒指導点検強化月間】 の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過の振り返りと今後の取組についての検討 ・今年度の実態や取組を振り返り→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過の振り返りと今後の取組についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

生徒の主体的な取組など

[自主的な企画・運営]

- ・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・生徒会本部や各種委員会等の企画による
「朝のあいさつ運動」「環境美化の取組」

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動
体育祭、合唱コンクール、3年生を送る会等
- ・部活動でのボランティア活動や施設訪問、
- ・小学校との交流等
行事や発表会での交流活動、児童会・生徒会での交流活動
卒業期の合唱交流
- ・委員会活動（緑化運動、あいさつ運動）
- ・地区生徒会の実施
- ・小中連携活動（子ども文化祭、運動会の交流等）
- ・自治会や地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・道徳等の授業での啓発
- ・人権尊重教育に資する講演会等の実施
- ・生徒集会での呼びかけ、いじめについてのアンケート実施

保護者の取組（PTA 活動）

- ・PTAの会議での話題提供
- ・PTA校外委員会によるパトロールの実施

地域と連携した取組

- ・地域での見守り活動
- ・学校教育推進会議での検討や報告